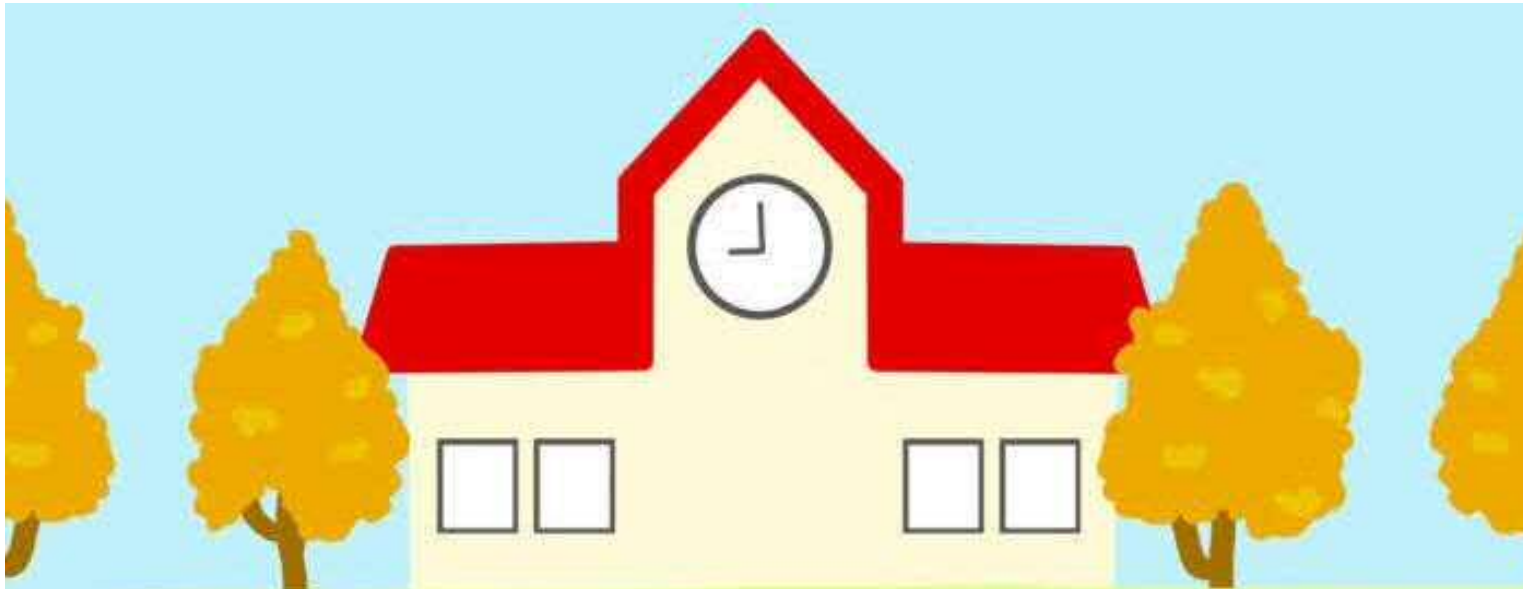




令和7年度

苫小牧市 幼稚園・保育施設入所ガイド



も く じ

◆市内の教育・保育施設一覧	P1
◆市内の教育・保育施設について	P3
認可保育所・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園・認可外保育所	
1. 保育所等利用対象のお子さんについて（保育が必要な理由）	P4
2. 認定区分について	P4
(1) 1号認定・2号認定・3号認定	
(2) 新2号認定・新3号認定	
◆保育料について	P5
1. 0～2歳児クラスの利用負担額（保育料）等について	P5
(1) 保育料算定のしくみについて	
(2) 標準時間・短時間の認定区分について	
(3) 保育料の軽減世帯について	
2. 3～5歳児クラスの利用負担額（給食費）等について	P6
(1) 副食費について	
(2) 副食費徴収・免除世帯について	
◆幼児教育・保育無償化について	P8
◆入所申し込みについて（2・3号）	P10
1. 申し込みから入所までの流れ	P10
(1) 申込み施設	
(2) 申込み～入所の流れ	
2. 必要な書類と申請期間について	P11
(1) 必要書類について	
(2) 記載例について	
(3) 申請期間について	
3. 申し込み・入所の注意点について	P14
(1) 入所申請について	
(2) 入所調整について	
(3) 希望園について	
(4) 入所申請後の変更や取り下げについて	
(5) 慣らし保育について	
(6) 保育時間について	
(7) 転園について	
(8) 早朝・延長保育について	

(9) 小規模保育施設の入所について

(10) 広域入所について

4. 休日保育について P17

(1) 対象となる児童

(2) 実施保育園と定員・利用時間

(3) 利用について

5. 苫小牧市保育施設入所基準について P18

◆入園申込みについて(1号)..... P19

(1) 申込み方法について

(2) 利用負担額等について

(3) 預かり保育と新2・3号認定について

◆その他保育サービスについて P21

1. 一時保育について P21

(1) 利用区分について

(2) 対象となる児童

(3) 利用について

(4) 実施園について

(5) 利用方法について(申込から利用までの流れ)

(6) 利用時の持ち物について

2. 病後児保育について P23

(1) 対象となる児童

(2) 申込み～利用までの流れについて

(3) 実施保育園と定員・利用時間

(4) 利用について

3. ファミリー・サポート・センターについて P25

(1) ファミリー・サポート・センターとは

(2) 援助内容

(3) ファミリー・サポート・センター利用までの流れ

(4) 利用料について

教育・保育施設の一覧

●認可保育所一覧(14園)

No.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	うとない保育園	東雲福祉会	059-1307	ウトナイ南3丁目20番1号	82-8161
2	沼ノ端おひさま保育園	沼ノ端福祉会	059-1305	沼ノ端中央4丁目12番27号	55-0705
3	拓勇おひさま保育園	沼ノ端福祉会	059-1302	拓勇西町7丁目1番4号	52-0020
4	あけの保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0054	明野新町5丁目13番30号	57-3543
5	みその保育園	苫小牧市	053-0041	美園町4丁目26番10号	34-4339
6	なかの保育園	中野福祉会	053-0005	元中野町2丁目12番5号	38-5588
7	すえひろ保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0011	末広町1丁目2番22号	36-9656
8	山手キューピット保育園	山手の里	053-0851	山手町1丁目12番3号	73-2762
9	たいせい保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0806	大成町1丁目14番26号	72-9257
10	さくらぎ保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0832	桜木町3丁目24番23号	73-7033
11	ひよし保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0816	日吉町2丁目9番25号	73-7620
12	こいとい保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0821	しらかば町5丁目6番14号	73-2600
13	いとい北保育園	苫小牧市	053-0833	日新町4丁目3番15号	74-2110
14	錦岡保育園	錦岡福祉会	059-1264	宮前町2丁目28番15号	67-0033

●認定こども園一覧(19園)

No.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	勇払幼稚園	勇払学園	059-1372	字勇払142番地の22	56-2300
2	第2はくちょう幼稚園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町4丁目1番9号	55-2221
3	はくちょう幼稚園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町3丁目4番6号	55-3545
4	幼稚舎あいか	百合愛会	053-0053	柳町4丁目9番17号	53-0021
5	苫小牧いずみ幼稚園	小池学園	053-0042	三光町5丁目7番29号	33-5370
6	認定こども園おとわ	みやま福祉会	053-0044	音羽町2丁目10番8号	36-5056
7	苫小牧中央幼稚園	苫小牧中央学園	053-0006	新中野町3丁目16番4号	84-7357
8	苫小牧マーガレット幼稚園	鈴木学園	053-0034	清水町2丁目11番8号	34-7810
9	苫小牧聖ルカ幼稚園	聖公会北海道学園	053-0018	旭町2丁目6番19号	36-1156
10	苫小牧ふたば幼稚園	ふたば学園	053-0027	王子町1丁目2番18号	34-6250
11	苫小牧すみれ保育園	明日萌	053-0803	矢代町3丁目7番47号	84-3520
12	かおり幼稚園	北海道キリスト教学園	053-0802	弥生町2丁目8番25号	72-5503
13	はなぞの認定こども園	沼ノ端学園	053-0853	花園町2丁目11番15号	71-6687
14	苫小牧あおば認定こども園	北海道德風学園	053-0855	見山町4丁目6番4号	72-7411
15	原学園ひかり幼稚園	原学園	053-0811	光洋町3丁目13番2号	74-4600
16	エンゼル幼稚園	坂本北海道学園	053-0821	しらかば町5丁目6番6号	72-0101
17	ピノキオ苫小牧幼稚園	坂本北海道学園	053-0833	日新町3丁目6番10号	73-3111
18	ひかりの国幼稚園	原学園	053-0814	字糸井353番地の1	74-4800
19	苫小牧もも花幼稚園	浅利教育学園	059-1271	澄川町3丁目16番8号	67-5650

令和6年10月15日時点

●小規模保育施設一覧(14園)

No.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号(0144)
1	苫小牧なの花保育園	明日萌	059-1307	ウトナイ南6丁目8番31号	53-6200
2	バンビ保育園	沼ノ端学園	059-1305	沼ノ端中央2丁目9番32号	53-0550
3	パンダ保育園	沼ノ端学園	059-1305	沼ノ端中央3丁目4番16号	84-1740
4	ひだまりのもり保育園※ (旧:第2ひだまりのもり保育園)	岡崎美加	059-1304	北栄町1丁目17番8号	84-7490
5	コアラ保育園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町2丁目21番15号	61-1924
6	ヒヨコ保育園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町4丁目1番6号	84-8567
7	なないろ保育園※ (旧:ひだまりのもり保育園)	尾崎里紗	059-1302	拓勇西町4丁目14番25号	57-8205
8	苫小牧育成そよかぜ保育園	苫小牧育成	053-0031	春日町2丁目10番12号	35-1010
9	ひかりチャイルドケアセンター	原学園	053-0811	光洋町3丁目13番2号	75-1006
10	青空すまいる保育園	絆学園	053-0816	日吉町1丁目4番22号	84-3313
11	ベビーエンゼル!!	坂本北海道学園	053-0821	しらかば町5丁目5番19号	75-7373
12	ベビーピノキオ	坂本北海道学園	053-0833	日新町2丁目4番29号	76-0100
13	青空にじいろ保育園	絆学園	053-0823	柏木町2丁目5番1号 1F	74-7459
14	青空ことり保育園	絆学園	059-1261	ときわ町3丁目7番24号	84-3248

※令和7年4月から名称変更予定です

●幼稚園一覧(5園)

No.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号(0144)
1	苫小牧のぞみ幼稚園	小池学園	059-1303	拓勇東町8丁目1番7号	51-6200
2	駒沢苫小牧幼稚園	駒沢苫小牧学園	053-0041	美園町1丁目9番1号	33-9794
3	苫小牧藤幼稚園	藤天使学園	053-0045	双葉町2丁目9番9号	32-2742
4	青空幼稚園	絆学園	053-0823	柏木町2丁目3番5号	72-3266
5	錦岡幼稚園	小沼学園	059-1273	明德町4丁目6番61号	67-0950

●認可外保育所一覧(6園)

No.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号(0144)
1	植苗保育園	植苗町内会	059-1365	字植苗40番地の55	58-2456
2	キッズクラブ	稲本幸子	053-0045	双葉町2丁目5番9号	36-7721
3	苫小牧育成かすが保育園	高橋義則	053-0031	春日町1丁目6番20号	84-5559
4	ドレミ保育園	吉川昌志	053-0022	表町5丁目5番4号村上ビル 2F	82-9970
5	リトルハウス さくらんぼ	半田弘美	053-0026	幸町2丁目7番6号	36-1112
6	森のころねようちえん	森のころね	053-0035	字高丘60の10	080-4500-3996

●企業主導型保育施設一覧(3園)

No.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号(0144)
1	苫小牧みらい保育園	明日萌	059-1307	ウトナイ南6丁目8番36号	53-6100
2	ペンギン保育園	平成醫塾	053-0054	明野新町4丁目22番5号	84-7670
3	つちっこ保育園	奏和会	053-0034	清水町2丁目1番2号	61-1025

※令和7年度版幼稚園・保育施設の詳細は令和7年4月頃発行予定です

市内の教育・保育施設について

施設の種類	施設の概要	入所の条件	利用時間	申込先
認可 保育所	保育を必要とする 小学校就学前のお子さ んを保育することを目 的とする福祉施設	あり ※詳細は4ページ	7時30分 ～ 18時30分	市へ申込み
小規模 保育施設	認可保育所と同じ役割 定員6人から19人以 下で0歳から2歳児 を対象とした施設	あり ※詳細は4ページ	7時30分 ～ 18時30分	市へ申込み
認定 こども園	①保育所と②幼稚園の 機能をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行 う施設	①保育所利用：あり *2号・3号認定	7時30分 ～ 18時30分	市へ申込み
		②幼稚園利用：なし *1号認定	4時間程度 ※教育時間は 園により異なる	希望する 園へ申込み
幼稚園	学校教育法に基づく 「学校」です。満3歳 から小学校就学前まで の幼児を保育する教育 施設	なし *1号認定	4時間程度 ※教育時間は 園により異なる	希望する 園へ申込み
認可外 保育所	独自の基準を設けてい る保育施設 企業が主となり運営す る企業主導型保育施設 もある	認可外：なし 企業主導型：あり	保育時間は 園により異なる	希望する 園へ申込み

*認定とは

- 各教育・保育施設を利用されるには認定を受ける必要があります。
- 認定申請は入所（園）申込時に行います。
- 満3歳以上で認定こども園を利用される場合は、保育が必要な理由があっても保護者の希望があれば1号認定を受けることができます。

*満3歳児入園とは

満3歳になって幼稚園に通い始めると、4年間幼稚園に通う形になるためこれを「4年保育」と呼びます。利用希望者は各園にお問い合わせください。満3歳児入園（1号認定）は無償化の対象となります。

1. 保育所等利用対象のお子さんについて【保育が必要な理由】

認可保育所・小規模保育施設・認定こども園(保育所部分)、企業主導型保育施設の利用については次の(1)、(2)の両方に該当するお子さんが対象です。

(1) お子さん及びお子さんの保護者が苫小牧市に住所を有している。

(2) お子さんの保護者の両方が次の①から⑧のいずれかの理由により、お子さんを保育できない。

保育が必要な理由	内 容	保育の必要量	
		標	短
① 就労	会社や自宅等で就労(自営業含む)を月に64時間以上している	○	○
② 妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の翌日から8週間後の月末まで ※多胎妊娠の場合は産前14週前から	○	○
③ 疾病・障害	病気やけが又は心身に障がいがある	○	○
④ 介護・看護	同居親族の介護や看護を常時している	○	○
⑤ 家庭の災害	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている	○	○
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	×	○
⑦ 就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している	○	○
⑧ その他	上記①～⑦に類する状態にある	○	○

※標：標準時間利用(7時30分～18時30分の11時間まで)

短：短時間利用(8時30分～16時30分の8時間まで)としています。

※求職活動を理由とする場合は、短時間利用のみとなります。

※幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)・認可外保育所は、保育が必要な理由がなくても利用できます。

2. 認定区分について

●認可保育所・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設の利用に当たっては苫小牧市から「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設	申込み先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で 教育を受けるお子さん	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	利用を希望する園へ
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で 保育を必要とするお子さん	認可保育所、小規模保育施設 認定こども園(保育所部分)	苫小牧市役所 こども育成課へ
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で 保育を必要とするお子さん		

※認定申請は入所(園)申込時に行います。

※満3歳以上で認定こども園を利用する場合、【保育が必要な理由】があっても1号認定を受けることができます。

●幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設などの利用について、助成を受けることができます。

助成を受けるためには苫小牧市から「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設	申込み先
新2号認定	3歳児クラス以上	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育、認可外保育施設等	利用を希望する園へ
新3号認定	0～2歳児クラス ※住民税非課税世帯のみ		

保育料等について（2・3号認定）

1. 0～2歳児クラスの利用負担額（保育料）等について

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設に入所している0～2歳児のクラスのお子さんは、保護者（父母）等の住民税の合計を元に、保育料が決定されます。

（1）保育料算定のしくみについて

- ①保育料は、保護者等（父母）の市町村民税額の合計額で算定します。
ただし、以下のいずれかの●に該当する場合は例外となります。

保育料の詳細は
こちら↓↓



令和7年4月～令和7年8月の保育料	令和7年9月～令和8年3月の保育料
令和6年度の市町村民税 (令和5年分所得)に基づいて決定	令和7年度の市町村民税 (令和6年分所得)に基づいて決定

●同居の祖父母がいる場合

- ▶父母の収入が一定額（令和6年4月1日現在では、年収が父母合わせて約170万円、ひとり親約140万円）以下であれば、祖父母の税額の高い方も算定に含めます。

●ひとり親家庭が同居により事実婚状態となったあるいは離婚後も父母が同居している場合

- ▶2人の税額の合計額で算定します。

- ②住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除は、保育料算定上控除の対象にはなりません。
(これらを控除する前の税額により算定します。)

保育料徴収金額表（月額）

（単位：円）

階 層		0～2歳児クラス 令和4年4月2日以後生まれ ※（）内はひとり親世帯又は在宅障がい者世帯			
区分	定義	標準時間		短時間	
		基準額	半額	基準額	半額
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	AB	0	0	0
		B	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	0	0	0	0
C2	市民税所得割 33,300円未満	9,800 (2,450)	0	9,600 (2,400)	0
C3	48,600円未満	13,200 (3,300)	0	13,000 (3,250)	0
C4	50,900円未満	14,100 (3,500)	0	13,900 (3,500)	0
C5	63,600円未満	16,700 (4,200)	0	16,400 (4,100)	0
C6	78,600円未満	21,400 (5,350)	0	21,000 (5,250)	0
C7	97,000円未満	25,400	0	25,000	0
C8	117,300円未満	31,600	0	31,100	0
C9	138,300円未満	39,200	0	38,500	0
C10	169,000円未満	42,900	0	42,200	0
C11	183,300円未満	47,100	23,550	46,300	23,150
C12	228,900円未満	53,000	26,500	52,100	26,050
C13	301,000円未満	61,000	30,500	60,000	30,000
C14	346,600円未満	66,500	33,250	65,400	32,700
C15	346,600円以上	75,600	37,800	74,300	37,150

(2) 標準時間・短時間の認定区分について

保育を必要とする時間によって、【標準時間認定】と【短時間認定】に区分されます。

①【標準時間認定】：7時30分～18時30分の間で11時間までの利用

②【短時間認定】：8時30分～16時30分の間で8時間までの利用

※求職活動・育児休業を理由としている場合は、原則短時間認定となります。

(3) 保育料の軽減世帯について

多子世帯（2人以上お子さんがいる世帯）

①C2～C10階層世帯 ———— までの階層（※上のお子さんの年齢要件なし）

▶同一世帯のお子さんについて、第2子以降は保育料が無料となります。

②C11～C15階層世帯（※上のお子さんの年齢要件あり）

▶保育所等（保育園、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等）を利用する同一世帯のお子さんについて、第2子の保育料は原則半額、第3子以降は無料となります。

ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯

③C2～C6階層世帯が対象 — — — までの階層

▶第1子の保育料が基準額の1/4となり、左表（）内の額となります。

《左表の表の見方》

世帯 階層	右記以外の世帯		ひとり親世帯又は 在宅障がい者世帯	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
C2～C6	【基準額】 の保育料	① 無料 ※上の子の 年齢要件なし	③ 左表（）内の 保育料	① 無料 ※上の子の 年齢要件なし
C7～C10				
C11～C15		② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園等に通っている子から数えます	【基準額】の 保育料	② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園等に通っている子から数えます

2. 3～5歳児クラスの利用負担額（給食費）等について

(1) 副食費について

認可保育所、認定こども園（2号）は、保育料がかかりませんが、給食費を含む通園送迎費・行事費等の実費は保護者の負担となります。

次のいずれかに該当する方は、給食費のうちの副食費（おかず、おやつなど）が免除されます。

(2) 副食費徴収・免除世帯について

「副食費免除」世帯に該当する方は以下の通りです。免除世帯となった場合は、市から通知します。

副食費（月額）						
市階層			3～5歳児クラス 【右記以外の世帯】		3～5歳児クラス 【ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯】	
区分	定義		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護世帯等		① 副食費免除		② 副食費免除	
B	市民税 非課税世帯	AB				
		B				
C1	市民税均等割のみ					
C2	市民税所得割 33,300円未満					
C3	48,600円未満					
C4	50,900円未満		全額負担	③ 副食費免除 ※上の子の年齢要件なし	③ 副食費免除 ※上の子の年齢要件なし	
C5	63,600円未満					
C6	78,600円未満					
C7	97,000円未満					
C8	117,300円未満			④ 副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 2人目以降の児童	全額負担	④ 副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 2人目以降の児童
C9	138,300円未満					
C10	169,000円未満					
C11	183,300円未満					
C12	228,900円未満					
C13	301,000円未満					
C14	346,600円未満					
C15	346,600円以上					

令和7年4月～令和7年8月の免除	令和7年9月～令和8年3月の免除
令和6年度の市町村民税 （令和5年分所得）に基づいて決定	令和7年度の市町村民税 （令和6年分所得）に基づいて決定

- ①保護者の市町村民税所得割額の合計が 63,600 円未満の世帯（階層 A～C5）は副食費が免除されます。
- ②保護者の市町村民税所得割額の合計が 78,600 円未満（階層 A～C6）のひとり親世帯又は在宅障がい者世帯は、副食費が免除されます。
- ③保護者の市町村民税所得割額の合計が 138,300 円未満の世帯（階層 C6～C9）は、同一世帯のお子さんについて、第2子以降のおさんは副食費が免除されます。
- ④保護者の市町村民税所得割額の合計が 138,300 円以上の世帯（階層 C10～C15）は保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育施設等に通っているお子さんから数えて、第2子以降のおさんは副食費が免除されます。

幼児教育・保育無償化について

令和元年 10 月から、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所等を利用する3歳から5歳までの
お子さん及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんの利用料が無償化されました。

1. 無償化の対象となるお子さん・施設

区分	認可施設			認可外保育所等	
	教育認定（1号認定）	保育認定（2号・3号認定）※1		保育認定 ※1	
年齢	満3歳から5歳	3歳から5歳	0歳から2歳	3歳から5歳	0歳から2歳
対象施設	・幼稚園 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育施設	・認可外保育所 ・一時保育 ・ファミリーサポートセンター事業 ・病後児保育	
保育料（月額）	0円 ※2 ◎現行制度幼稚園は 25,700 円を上限に無償	0円 ※2	住民税非課税世帯 0円	37,000 円を 上限に無償	住民税非課税世帯※3 42,000 円を 上限に無償
その他	預かり保育※1 1日 450 円を上限 ◎満3歳児の預かりは 住民税非課税世帯※3 のみ対象	※1 無償化の対象となるためには、「 保育の必要性の認定 」を受ける必要があります（詳細は4ページを参照） ※2 給食費、教材費、通園送迎費、行事費などはこれまで通り保護者負担になります（副食費は免除になる場合があります。詳細は7・20ページを参照） ※3 対象となる期間については以下の通りです			
		令和7年4月～令和7年8月		令和7年9月～令和8年3月	
		令和6年度の住民税非課税世帯が対象		令和7年度の住民税非課税世帯が対象	

2. 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用するお子さん

【3号認定：保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設】

住民税非課税世帯のみが無償となります。

【2号認定：保育所・認定こども園(保育所部分)】

満3歳になった後の4月から無償となります。

【1号認定：幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

入園できる時期に合わせて満3歳から無償となります。

3. 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用するお子さん

【預かり保育とは】

幼稚園の教育時間が始まる前や終わった後の時間に園でお子さんを預かる事業のことをいいます。

【利用料】

＜450 円×利用日数＞を上限に、利用料(月額)が無償となります。利用日数に応じて無償となる利用料(月額)の上限額は変動します。

4. 認可外保育施設等を利用するお子さん

【対象となるお子さん】

- (1) 3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん
- (2) 住民税非課税世帯で、0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん

【対象となる施設】

- (1) 認可外保育所 (2) ベビーシッター (3) 一時保育
- (4) ファミリー・サポート・センター事業 (5) 病後児保育

※(1)～(5)の併用はできますが、認可施設と併用した場合、無償化の対象外となります。

5. 企業主導型保育施設を利用するお子さん

【対象となるお子さん】

- (1) 3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん
- (2) 住民税非課税世帯で、0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん

【対象となる施設】

企業主導型保育施設

※認可外保育施設等の併用はできますが、無償化の対象外となります

※認可施設との併用はできません。

【利用料】

標準的な利用料の金額が減額されます。

クラス年齢	無償化の上限額
4・5歳児	23,100 円/月 まで無償
3歳児	26,600 円/月 まで無償
1・2歳児	37,000 円/月 まで無償
0歳児	37,100 円/月 まで無償

*就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳児から5歳児クラスお子さんも、無償化の対象となります。

※認可施設・認可外保育所等と併用できます

「保育の必要性の認定」とは

4ページの【保育が必要な理由】に基づいて市から受ける認定のことです。
無償化の詳細やご相談は こども育成課 ☎32-6224 まで



入所申し込みについて（2号・3号）

1. 保育所等への入所申込み～入所の流れについて

（1）申込み施設

認可保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設

（2）申込み～入所の流れ

① 市役所等から入所申請書をもらう

申込みに必要な書類をお渡しします

☆ もらえる場所 ☆

- (1)市役所こども育成課（18番窓口）
- (2)子育て支援センター
- (3)各園、各施設

② 市役所に入所申請書を提出する

毎月15日が締切です※4月入所を除く

15日が土日祝の場合はその前の平日となります。

※締切日を過ぎた申込みについては、翌月分の選考になります

③ 入所調整後、市役所から連絡がくる

申請書類により市が選考します

入所調整とは、市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じて保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行うことです

④ 施設と面接をする

希望したいすれかの施設と
親子で面接します

面接により、集団での保育が困難であると認められた場合、施設を利用できないことがあります

⑤ 入所が決定する

入所決定を郵送等でお知らせします

市、または各施設から通知します

⑥ 入所する

毎月1日が入所日となります

入所開始日から慣らし保育があります



※認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園・認可外保育所・企業主導型保育施設は、各園に直接申込みください。

※4月の入所申込みについては例年12月頃からとなりますので、詳しくはホームページ・広報とまこまいをご覧ください。



申請書類はこちらから
ご確認ください

2. 申込みに必要な書類と申請期間について

(1) 必要書類について

申込みに必要な申請書類は、市役所こども育成課（1階 18番窓口）または、とまこまい子育て支援センターで配布をしております。また、申請書の受付も同様に行っております。窓口へ直接来ることが難しい場合は、郵送での配布・受付もしております。

●世帯・子ども1人につき1枚必要

提出確認用

①	子どものための教育・保育給付認定申請書（兼現況届）※12 ページ記載例①	
②	心身状況票（0歳児クラス用又は1～5歳児クラス用）※生年月日によって様式が異なります	

●両親それぞれにつき1枚ずつ必要（保育が必要な理由の証明書類）※該当理由の□にチェック

父 母

③	☐ 就労（育休） ※病気休暇中は 疾病になります。	就労証明書（育児休業に関する項目に記載がある） ※会社の方に発行を依頼してください。 様式は苫小牧市公式ホームページからダウンロードできます。		
	☐ 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日記入のページ）		
	☐ 疾病	疾病診断書*1、疾病・障がい状況申告書*2		
	☐ 障害	障害者手帳又は療育手帳の写し、疾病・障がい状況申告書*2		
	☐ 看護・介護	介護が必要な方の診断書*3、介護・看護状況申告書		
	☐ 家庭の災害	罹災証明書		
	☐ 求職活動	就労約束書		
	☐ 就学	在学証明書、就学状況申告書		
	☐ その他	保育ができないことの証明		

*1 疾病により「**育児及び就労が困難**」な場合に限りますので、診断書に同様の文言がない場合は無効です

*2 障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方、寝たきり・入院中の方は不要です

*3 「**日常的に介護(看護)を要する**」場合に限りますので、診断書に同様の文言がない場合は無効です

●世帯につき1枚必要

提出確認用

④	保育施設入所申込者実態調査書 ※13 ページ記載例②	
⑤	保育施設入所申込に関する同意書	

●下記に該当する方 ※該当する□にチェック

提出確認用

⑥	☐ 入所申請児童に食物アレルギーがある	食物アレルギー申請書等	
⑦	☐ きょうだいがいずれかに通園している 青空幼稚園、苫小牧みらい保育園・ペンギン保育園・つちっこ保育園	在園証明書	
⑧	☐ 生活保護を受給	生活保護手帳の写し	
⑨	☐ 同居家族に障害者手帳・療育手帳を持っている 方がいる	手帳の写し	
⑩	☐ 同居家族に18～64歳の方がいる	保育が必要な理由の証明*4	

*4 高校生・大学生・専門学生については、証明書類の提出を省略できます。

※注意事項※

- 育休中に入所した場合は入所日から2か月以内に復職していただきます
- 報酬が伴わない労働(報酬が発生しない家事手伝いや自営業の開業準備等)は「就労」と認められません
- 「就学」については、自動車学校は含みません
- 求職活動の場合は入所日(入所後に退職した場合は、退職日の翌日)から90日目が属する月の月末までに就労等に該当しなければ、退園になります
- ⑩に該当する世帯で、同居家族分の保育が必要な理由の証明書類の提出がない場合は、入所調整時に優先度が下がります(申請・入所は可能です)

記載例①

保育給付認定申請書

年 月 日

保護者は兄弟姉妹で統一してください。
異なる場合は、市で修正いたします。
子どもと同居の方を保護者としてください。

苦小牧

次のとおり、教育・子育て給付に係る認定を申請します。

4月～8月入所希望の場合は、令和6年1月1日
時点の居住地を記入してください。9月～3月入
所希望の場合は、令和7年1月1日時点の居住地
を記入してください。

保護者	ふりがな	とまこまい つばさ		
	氏名	苦小牧 翼		
	現在の居住地	苦小牧市旭町4丁目5番6号		
子ども	①母 080-ZZZZ-AAAA ②父 090-XXXX-YYYY	本年1月1日 時点の居住地	市内(市外) OO市	
	とまこまい みなと	生年月日	性別	障害者手帳
	苦小牧 湊	令和6年 3月1日	男(女)	有(無)
子ども	個人番号	認定者番号	保育の希望の有無	
		※既に認定を	(有) ・ 無	

父母の電話番号および
連絡優先順位を
ご記入ください。

対象の子どもは除いて
記入してください。

① 世帯の状況(一時的に別居している世帯を除く。)

区分	ふりがな	氏名	子どもの との続柄	生年月日	職業又は 学校名等	前(当)年度分 市民税 支払の有無	備考 (別居等)
対象の子どもと同居している者	とまこまい まこと	苦小牧 真琴	父	平成元年 6月6日	〇×商事	(有) ・ 無	別居 ※単身赴任
	とまこまい つばさ	苦小牧 翼	母	平成元年 5月5日	□■ストア	有 ・ (無)	
	とまこまい ひかる	苦小牧 光	兄	令和4年 9月1日	認定こども 園〇〇	有 ・ (無)	
	とまこまい ごろう	苦小牧 吾郎	祖父	昭和35年 7月7日	☆建設	(有) ・ 無	
				年 月 日			
生活保護の適用の有無			(無) ・ 有(年				

世帯分離していても、一緒に住
んでいる方は記入が必要です。

入所は原則1日付となります。
希望施設は送迎可能な園を選択
し、4か所以上ある場合は第3希
望欄下の空いているところにご
記入ください。
※第1希望のみでも構いません。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和7年 4月 1日 から		
利用を希望する 施設(事業者)名 ／希望する理由	施設(事業者)名		
	第1希望	認定こども園〇〇〇	自宅から近いため
	第2希望	〇〇〇保育園	勤務先から近いため
	第3希望	△△保育園	白

受入年齢を満たしている園を
希望してください。
※認可外保育園は直接園へ
申込をしてください。

③ 保育の利用を必要とする理由等

保育の利用 を必要とす る理由	続柄	父	育児休業の方はその他に ご記入ください。
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☒ その他(育児休業)	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する 利用時間	利用曜日・時間	☐ 保育標準時間認定 (最大11時間まで利用可)	
	月・火・水・木・金・土 9時00分～16時00分	☒ 保育短時間認定 (最大8時間まで利用可)	

認定区分は最終的に苦小牧市が決定し
ます。希望と異なる場合がありますの
で、あらかじめご了承ください。

保育所等入所申込者実態調査書

表

◆ 父母の状況

父母の居住地、収入状況	(氏名) 苫小牧 真琴	(氏名) 苫小牧 翼
R6.1.1居住地	市内・市外 () 市区町村	市内・市外 (東京都目黒) 市区町村
R5.1.1～R5.12.31の収入	無 99万円～131万円 ・ 1～98万円 ・ 132万円以上	無 99万円～131万円 ・ 1～98万円 ・ 132万円以上
R7.1.1居住地	市内・市外 (札幌) 市区町村	市内・市外 () 市区町村
R6.1.1～R6.12.31の収入	無 99万円～131万円 ・ 132万円以上	無 99万円～131万円 ・ 1～98万円 ・ 132万円以上

ひとり親世帯

☒ 該当なし

☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 別居 ☐ 未婚 ☐ 調停中 ☐ その他()

事由発生 年 月 日 ※離婚調停中の場合は調定期日通知書の写し又は事件係属証明書
(内容が夫婦関係調整(離婚)調停のものに限る。)を添付してください

現在妊娠している方

☐ 該当なし

出産予定日 **R7 年 7 月 8 日** ※母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日記入ページ)を添付してください

里帰り出産の予定 ☒ 無 ☐ 有(市・区・町・村)

◆ 別居している祖父母の状況 (同居の祖父母は申請書に記入してください)

氏名	児との関係 (「父の父」など)	居住地 (市内町名または、市区町村名を記入してください)	年齢	就労
北海 道子	父の母	札幌市	67	☒ 有 ☐ 無
北海 広	父の母の夫	札幌市	60	☒ 有 ☐ 無
日高 則夫	母の父	埼玉県春日部市	65	☒ 有 ☐ 無
日高 良子	母の母	若草町(住民票は春日部市)	58	☒ 有 ☐ 無

◆ 申請児童の保育状況

現在の児童の保育状況(日中の時間帯)

☒父・母

☒同居の祖父母等

☒別居の祖父母等

☐認可外保育所等

☐その他()

過去及び現在の保育所等への入所履歴

☐ 該当なし

該当児童	施設名	所在地	入所時期	退所理由
光	●▼◆保育園	東京都品川区	R5 年 4 月～ R6 年 8 月	転居のため
凌	●▼◆保育園	東京都品川区	R6 年 6 月～ R6 年 8 月	転居のため
光	認定こども園〇〇プレ	苫小牧市	R6 年 9 月～ 年 月	在園

※ 裏面も記入してください

◆ 申請について

裏

希望日に入所できなかった場合の対応 (きょうだいで対応を変えたい場合はその旨を記入してください)

☐ 申込みを取り下げる ☒ 今年度いっぱい入所待ちをする

☒ (**8**) 月まで 入所待ちをし、それ以降は取り下げる **光は9月以降は1号入所にする**

入所待ちとなった場合の対応 (複数選択可)

☐ 求職活動の開始時期を延ばす ☐ 就労開始時期を延ばす ☒ 育児休業を延長する

☐ 認可外保育園等を利用する ☐ 親族を頼る(祖父母・その他())

☐ 勤務場所に連れていく ☐ その他()

きょうだい同時に申し込んでいる場合

☐ 該当なし

▼希望に近い順番に①～④の番号または希望しない欄は×印を記入してください。

1 入所までに時間はかかっても、同じ保育所に同時に入所させたい

× 別々の保育所でもよいので、早く同時に入所させたい

★ **×** 1人だけでも、早く入所させたい(どの児童かは問わない)

★ **2** 優先したい児童(児童名: **兄・光**)だけでも、早く入所させたい

☆欄に記入した方 待機になった児童はどなたが保育しますか?

[**母**]

※入所後の転園は、非常に難しい方法です。毎年度希望を出しても卒園まで転園できない場合があります。

※1人だけの入所の場合でも、保護者の方は就労等を開始していただくことになります。

※求職活動の方は、90日以内に就労証明書等の提出し、就労を開始しないと入所児童は退所になります。

育児休業取得中の方 (育休取得者が2人の場合は、2人分記入してください)

☐ 該当なし

氏名 **苫小牧 翼** 申請期間 **R6年 3月 1日～R7年 2月 28日** まで

期間延長 ☐ 不可 ☒ 可 (**R9年 2月 28日** まで) 期間短縮 ☐ 不可 ☒ 可

氏名 申請期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで

期間延長 ☐ 不可 ☐ 可 (年 月 日まで) 期間短縮 ☐ 不可 ☐ 可

☐ 保育所に空きがあれば入所し、2ヵ月以内に職場復帰する

☒ 年度内の下記に○を付けた月において、入所の優先度を上げてほしい

☒ 4月 ☐ 5月 ☐ 6月 ☐ 7月 ☐ 8月 ☐ 9月 ☐ 10月 ☐ 11月 ☐ 12月 ☐ 1月 ☐ 2月 ☐ 3月

求職活動の要件で入所予定の方

☒ 該当なし

☐ すでに求職活動を開始している ☐ 入所してから求職活動を開始する

(2) 申請期間について

令和7年度 入所申込み締切一覧

入所希望日	締切り日
4月1日	1次 1月17日
	2次 2月28日
5月1日	4月15日
6月1日	5月15日
7月1日	6月13日
8月1日	7月15日
9月1日	8月15日
10月1日	9月12日
11月1日	10月15日
12月1日	11月14日
1月1日	12月15日
2月1日	1月15日
3月1日	2月13日

- (1) 入所日は1日のみです。月の途中の入所はありません。
- (2) 年度途中に入所希望の方
申込み締切は、前月の15日です。
15日が土日・祝日の場合は、その前の平日となります。
- (3) 郵送で申請する方
締切日必着ですので、余裕を持って郵送をお願いいたします。
- (4) 締切日を過ぎた場合
翌月から入所調整となりますので、特に育児休業を取得されている方は、入所希望月と締切日にご注意ください。

3. 申込み・入所の注意点について

(1) 入所申請について

申込みに必要な書類が揃っていない場合（特に保育が必要な証明書類）は、受付できない可能性があります。

(2) 入所調整について

入所の候補者は、「入所基準（18 ページ参照）」の点数が高い方から決まります。先着順ではありませんので、ご注意ください。また、入所の決定は面接後に決まりますが、面接した後、**食物アレルギー※のため園で対応できない・支援が必要なお子さんで安全に保育ができない**など園で判断された場合は、入所を見送ることとなりますので、予めご承知おきください。

※食物アレルギーがあるお子さんについて

食物アレルギーによる食品の除去を必要とするお子さんに対しては、可能な範囲で除去食を提供しています。※予防のための除去食はお受けできません。

除去食の提供を希望される方は、医師の診断書等提出が必要です。除去が必要な食品の種類・量によっては対応できない場合やお弁当・代替食の持参をお願いすることがあります。こども育成課の栄養士に相談することも可能ですので、遠慮なくご相談ください。

(3) 希望園について

給付認定申請書に記入する「希望する施設」は、入所を希望する園のみをご記入ください。希望園の上限はありませんが、入所の候補者となった後に辞退することは、他の利用希望者や候補となった保育施設に迷惑をかけることとなります。申請前に利用を希望する保育園等に見学へ行くことをおすすめします。

また、希望する施設が少ない方は、長期に渡り入所できない場合があります。

(4) 入所申請後の変更や取り下げについて

「希望園の追加・変更したい」、「就労先や就労時間が変わった」、「保育が必要な理由の変更」、「同居家族が増えた」、「引越して住所が変更した」などの変更が生じましたら、こども育成課または、入所している施設へご連絡をお願いします。変更内容により、お手続きが必要な場合があります。

(5) 慣らし保育について

初めて保育施設に入所するお子さんにとっては、新しい環境で過ごすことは大きな負担となります。慣らし保育とはその負担を軽減するため、1～2週間程度の期間で少しずつ保育時間を延ばしていくことです。園やお子さんによって、慣らし保育期間が異なりますので、入所前の面接や見学等でご確認ください。※入所日前から慣らし保育を行うことはできません

(6) 保育時間について

入所後は、保護者が日中家庭保育ができない時間に限り、保育施設を利用することができます。就労の場合は「就労時間+送迎時間」がお子さんを預けることのできる時間です。両親のどちらかが仕事か休みの場合（土曜日も含む）は、原則預けることはできません（認定こども園の3歳クラス以上児における幼児教育の時間を除く）。

(7) 転園について

転園を希望する場合、「転所届」を園に提出していただきます。やむを得ない事情がある場合は、市役所へ転所届をご提出ください。

ただし、転園希望者は優先度が低くなります。卒園までに転園できない場合がありますので、予めご承知おきください。

また、育休継続中に転園する場合、転園先に入所できた日から2か月以内に復帰して頂きますので、予めご承知おきください。

(8) 早朝・延長保育について

実施している施設・対象年齢・利用料金は以下のとおりです。

早朝・延長保育は、在籍している園児のみ利用となりますので、実施している園をご確認の上希望園をご記入ください。

実施施設	対象年齢	早朝	延長	利用料
うとない保育園	1歳児クラス～	○	○	100円/30分 利用上限額（月額） 標準認定 2,400円 短時間認定 4,800円
はくちょう幼稚園	3歳児クラス～	○	○	
沼ノ端おひさま保育園	1歳児クラス～	—	○	
拓勇おひさま保育園	1歳児クラス～	—	○	
幼稚園 あいか	満1歳～	○	○	
なかの保育園	1歳児クラス～	—	○	
すえひろ保育園	1歳児クラス～	—	○	
苫小牧すみれ保育園	生後4か月～	—	○	
たいせい保育園	1歳児クラス～	○	○	
苫小牧あおば認定こども園	1歳児クラス～	○	○	
さくらぎ保育園	1歳児クラス～	○	○	
ひよし保育園	1歳児クラス～	○	○	
こいとい保育園	1歳児クラス～	—	○	

※早朝・延長保育の利用は在籍園へお申し出ください。

(9) 小規模保育施設の入所について

小規模保育施設は 0～2 歳児のみを対象とした施設です。2 歳児クラスのお子さんは、3月で卒園となり、以下の連携施設や他の保育所等へ入所していただきます。例年、夏頃に希望調査を行い、11 月頃に入所希望を在園の施設へ提出していただきます。

連携施設以外の保育所等へ入所をご希望の場合、新規で申請が必要となります。必要書類をご記入の上、在園の施設へご提出ください。

No.	施設名	連携施設		
		認定こども園		幼稚園
1	な の 花	す む れ 保 育 園 は く ち ょ う 幼 稚 園	も も 花 幼 稚 園 第2はくちょう幼稚園	—
2	バ ン ビ	は く ち ょ う 幼 稚 園	第2はくちょう幼稚園	—
3	パ ン ダ			
4	コ ア ラ			
5	ヒ ヨ コ			
6	ひ だ ま り の も り	は く ち ょ う 幼 稚 園	幼 稚 舎 あ い か	—
7	な な い ろ	第2はくちょう幼稚園		—
8	そ よ か ぜ	か お り 幼 稚 園 い ず み 幼 稚 園	はなその認定こども園	—
9	ひかりチャイルド [＊] ケアセンター	ひ か り 幼 稚 園	—	—
10	ベ ビ ー エ ン ゼ ル	エ ン ゼ ル 幼 稚 園	ピ ノ キ オ 幼 稚 園	—
11	ベ ビ ー ピ ノ キ オ			
12	青 空 に じ い ろ	も も 花 幼 稚 園	—	青 空 幼 稚 園
13	青 空 こ と り			
14	青 空 す ま い る			

【備 考】

- 連携施設であっても卒園時に必ず入所が出来るわけではありません。(定員超過等)
- 連携先で受入れが出来ない場合、市では他園で調整出来るよう最大限配慮します。
※この場合、希望園を増やしていただくなどの対応をお願いする場合があります。
- 連携先の施設では、教材費等の実費が掛かる場合があります。

(10) 広域入所について

①これから市内へ転入される方（住所が決まっている）

住民票を移す前でも申請は可能です。ただし、入所が決定しましたら、**必ず入所日前に苫小牧市へ住民票を異動**してください。

- 申 請 先：苫小牧市こども育成課
- 必要書類：苫小牧市の入所申請書類

②苫小牧市から市外の保育園等に入所を希望の方

入所を希望する市町村に就労しているなど条件があります。また、入所を希望する市町村により締切日が異なりますので、苫小牧市の申請期間より早まる可能性があります。市外の保育所等へ入所をお考えの方は、お早めにこども育成課までご相談ください。

- 申 請 先：苫小牧市こども育成課
- 必要書類：苫小牧市の入所申請書類

③市外から苫小牧市の保育園等に入所を希望の方

保護者のどちらかが、苫小牧市内に就労等をしていることが条件です。

ただし、苫小牧市に住民票がある方が優先されますので、予めご承知おきください。

●申 請 先：お住いの市町村の担当課

●必要書類：お住いの市町村の入所申請書類

4. 休日保育について（2・3号認定のみ）

日曜・祝日に保護者が勤務によりお子さんを保育できない場合、休日保育を利用することができます。利用するためには登録が必要です。※12/29～1/3の間はお休みです

（1）対象となるお子さん

- ① 2号又は3号認定を受け、市内の認可保育園及び認定こども園、小規模保育施設に入所している1歳児クラス以上のお子さん
- ② 日曜・祝日に保護者の就労により保育の必要性が認められるお子さん
- ③ 授乳・離乳食が完了し、一人歩行が可能なお子さん

（2）実施保育園と定員・利用時間

実施園と定員

- | | | |
|------------------|--------------|-------------------------------|
| ① うとない保育園（ウトナイ南） | 定員：おおむね 10 人 | 受入：1 歳児クラス以上
（祝日おおむね 20 人） |
| ② みその保育園（美園町） | 定員：おおむね 20 人 | 受入：1 歳児クラス以上 |
| ③ たいせい保育園（大成町） | 定員：おおむね 10 人 | 受入：3 歳児クラス以上 |

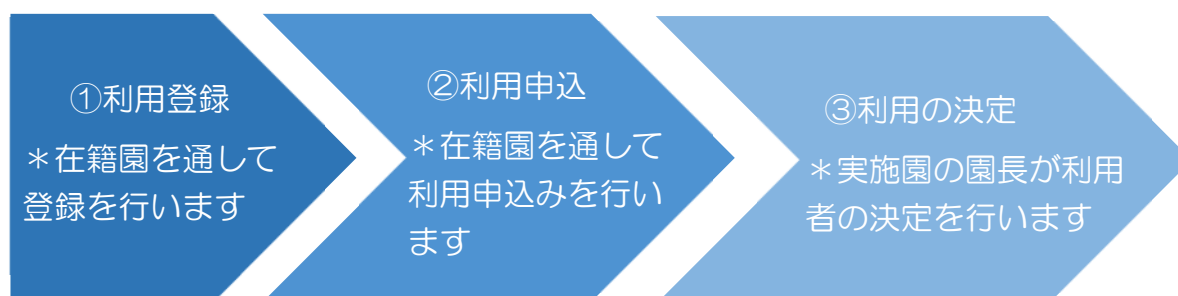
利用時間

午前8時から午後6時までの間（厳守）

※保育時間は、保護者の勤務時間により異なります。

（3）利用について

- ① 入所した月の翌月から利用できます。利用を希望する場合は、利用開始の前月 15 日までに在籍園を通して利用登録を行います。
- ② 利用登録した保護者は、在籍園へ利用の申込みをしてください。利用登録後は、利用がない場合でも、利用の有無の申告が必要です。
- ③ 申込みのあった方の中から利用者を決定します。定員等の関係で利用できない場合がありますので、予めご承知おきください。



苦小牧市保育施設入所基準

令和6年4月入所から適用

	指数名称				点数	
基本	就労	被雇用者 ・自営(中心者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上	100	
基本				月労働時間数120H以上150H未満	90	
基本				月労働時間数80H以上120H未満	85	
基本				月労働時間数64H以上80H未満	80	
基本			稼働日が16日以上 20日未満	月労働時間数150H以上	90	
基本				月労働時間数120H以上150H未満	80	
基本				月労働時間数80H以上120H未満	75	
基本				月労働時間数64H以上80H未満	70	
基本			稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上	80	
基本				月労働時間数120H以上150H未満	75	
基本				月労働時間数64H以上120H未満	70	
基本				自営(協力者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上
基本		月労働時間数120H以上150H未満	75			
基本		月労働時間数64H以上120H未満	70			
基本		月労働時間数150H以上	70			
基本		稼働日が16日以上 20日未満	月労働時間数120H以上150H未満		65	
基本			月労働時間数64H以上120H未満		60	
基本			稼働日が16日未満		月労働時間数150H以上	60
基本					月労働時間数120H以上150H未満	55
基本				月労働時間数64H以上120H未満	50	
基本	妊娠等	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで			100	
基本	疾病・障害	疾病	入院		100	
基本				常時臥床	100	
基本			居宅内療養	月複数回の通院加療を要する	70	
基本				上記以外の自宅療養	50	
基本		障害	身体障害1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A		100	
基本			障害3級以下、知的障害者B		70	
基本	同居親族の介護・ 看護	心身障害施設への通院時の付添いを要するため、他児童の保育が困難			80	
基本		病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護			80	
基本	災害復旧に当たっている				100	
基本	求職活動(起業準備を含む。)を継続的にやっている				50	
基本	就学	技能習得中・在学中(120時間以上)			90	
基本		技能習得中・在学中(64時間以上120時間未満)			80	
基本	虐待・DV	虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)			999	
基本		DV等(行政機関からの相談事例)			200	
調整	世帯類型	ひとり親家庭			110	
調整		障害者のいる世帯			10	
調整	産休明け・育休明けによる入所の場合(B)				40	
調整	兄弟・姉妹が既に入所している場合(B)※1				50	
調整	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹が既に入所している場合(A)※2				70	
調整	兄弟同時入所申請				20	
調整	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合				100	
調整	65歳未満の同居親族が保育可能な場合				-50	
調整	保育士資格を有しており、苫小牧市内の認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育施設)で保育士として稼働する場合であって、入所待ち児童の解消に寄与すると判断される場合				200	
調整	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)				200	
調整	その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)				10～200	

$$\boxed{\text{父 基本指数}} + \boxed{\text{母 基本指数}} + \boxed{\text{調整指数点(当てはまる分だけ追加)}} = \boxed{\text{合計点数}}$$

ただし(A)に該当する場合、(B)は加算しない

※1 兄弟・姉妹が入所している施設と同じ施設のみ加算対象となります。

※2 兄弟・姉妹が入所している施設以外は、「産休明け・育休明けによる入所の場合」(40点)を適用します。

◎ 転所申請については上記に係わらず0点となり、新規の入所申請者がいない場合のみ調整します。

入園申し込みについて（1号）

幼稚園・認定こども園（教育認定）を希望の方は、直接園へお問い合わせください。

① 入園を希望する園から入園願書をもらう

直接園へ受取りに行ってください

願書の配布日については、直接園へお問い合わせください

② 園に入園願書を提出する

必要書類を持参し、園へ提出を

願書の案内の中に提出日時の記載がありますので、そちらをご確認ください

③ 園から入園の承諾をもらう

入園決定の通知をもらいます

園によっては、面談後決定する場合があります。

④ 給付認定

提出書類と一緒に園へ提出、その後市で給付認定を行います

市で給付認定と副食費免除の審査を行います。

⑤ 入園する

入所決定を郵送等でお知らせします

園によって入園式の日時は異なります。園のご案内などをご確認ください。

（1）申込み方法について

入園を希望する幼稚園や認定こども園へ必要書類（入園願書）をもらいに行きます。申込みは直接園へお願いします。空き状況等の問い合わせも、希望園へご連絡をお願いします。
※プレスクールも同様に、申込みや空き状況の問合せについては入会を希望する園へ直接お願いします。

認定区分	対象となる児童	無償化	申込み先
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で 教育を受ける児童	対象	利用を希望する園へ
プレスクールには認定はありません。		対象外	

(2) 利用負担額等について

保育料は無償ですが、給食費や送迎費、制服等の実費は保護者の負担となります。実費負担額は各園により異なりますので、希望園へお問い合わせください。なお、次のいずれかに該当する方は、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

階層		市民税所得割額	第1子	第2子以降
A階層		生活保護世帯	①副食費免除	
B階層		住民税非課税		
C階層		77,100 円以下		
D階層	D1	167,400 円以下	全額負担 (園によって金額 が異なります)	②副食費免除 ※上の子の年齢要件なし
	D2	167,401 円以上		③副食費免除 ※小学3年生から数えて2人目以降の子
E階層		211,201 円以上		

- ①保護者の市町村民税所得割額の合計が 77,100 円以下の世帯（階層 A～C）は副食費が免除されます。
- ②保護者の市町村民税所得割額の合計が 167,400 円以下の世帯（階層 D1）は、同一世帯のお子さんについて、第2子以降のお子さんは副食費が免除されます。
- ③保護者の市町村民税所得割額の合計が 167,401 円以上の世帯（階層 D2～E）は **小学3年生以下**のお子さんから数えて、第2子以降のお子さんは副食費が免除されます。

(3) 預かり保育と新2・3号認定について

- ①預かり保育とは、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）では、教育時間が始まる前や終わった後の時間に園で預かる事業「預かり保育事業」があります。預かり保育の利用料金や預かり時間は園により異なります。

預かり保育を利用する際に、「保育の必要性（4ページ参照）」が認められる場合は、新2号認定・新3号認定を受けることで、〈450 円×利用日数〉を上限に利用料(月額)が無償となります。

認定区分	クラス年齢	保育が必要な理由	対象世帯	無償の上限
新2号	3～5歳児	あり	全世帯	450 円×利用日数
新3号	満3歳児	あり	住民税 非課税世帯	450 円×利用日数

- ②申込み先は、在籍園へ利用の申込みをお願いします。園を通して市へ認定をし、後日認定通知を送付します。

各園の利用人数により、預かり保育を利用できない場合がありますので、利用前に在籍園へご確認ください。

- ③必要書類は以下の通りです。

1. 教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書

※申請書は、利用を希望する幼稚園・認定こども園、こども育成課で配布しています。

2. 保育が必要な証明書類

※保育が必要な理由の証明書類は 11 ページをご覧ください。

その他保育サービスについて

1. 一時保育について

保護者のパート就労等により一時的に保育が必要なお子さん及び保護者等が傷病その他の事情から家庭保育ができないお子さんを一時的に保育園等でお預かりする制度です。

(1) 利用区分について

①非定型的保育サービス

内 容 保護者の就労・職業訓練及び就学等により、家庭保育が困難な場合

保育期間 平均週3日程度

②緊急保育サービス

内 容 保護者の傷病、火災・事故、出産、看護・介護等により、家庭保育が困難な場合

保育期間 原則1ヶ月以内

③私的理由による保育サービス

内 容 育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するために、一時的に保育を必要とする場合

保育期間 週3日が限度。ただし、土曜日は利用できません。また、平日の利用についても①、②の利用が優先されるため、利用できない場合もあります。

(2) 対象となる児童

満1歳から小学校就学前で、①～④を全て満たすお子さんに限ります。

①集団保育が可能、②歩行が可能（ハイハイが終わっている）、③授乳の必要がない、

④離乳食が完了している

※保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育施設に入所している場合は利用できません。

(3) 利用について

①利用の前に

利用を希望する園と事前に面接を行い、利用登録をしていただきます。

（原則として上記「2. 対象のお子さんについて」の①～④を満たしてから面接を行います）

なお、登録は原則1園のみです。

②利用時間

午前9時から午後5時まで

③休日

施設の休園日 ※日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）等

④利用料金

年齢 \ 時間	4時間以内	4時間以上
3歳未満児	800円	1,600円
3歳以上児	600円	1,200円

※ただし、生活保護世帯又は市町村民税が非課税の世帯については、(1)非定型的保育サービス、

(2)緊急保育サービスの利用を申し込むときに利用料免除を申請することができます。

(4) 実施園について

施設名	利用定員/日	電話番号	住所
①うとない保育園	5名	82-8161	ウトナイ南3丁目20番1号
②幼稚舎あいか	5名	53-0021	柳町4丁目9番17号
③あけの保育園	5名	57-3543	明野新町5丁目13番30号
④みその保育園	10名	34-4339	美園町4丁目26番10号
⑤苫小牧ふたば幼稚園	5名	34-6250	王子町1丁目2番18号
⑥苫小牧あおば認定こども園	5名	72-7411	見山町4丁目6番4号
⑦錦岡保育園	5名	67-0033	宮前町2丁目28番15号

※実施施設は、所在地に合わせて市の東側から西側に向かって掲載しています。

(5) 利用方法について（申込から利用までの流れ）

①施設へ連絡

利用を希望する施設に直接連絡をし、「一時保育の申込み」と伝えて面接の日程を決めてください。

②面接・登録

利用前に、お子さんと一緒に面接を受けていただきます。

○持ち物・・・母子手帳、健康保険証等お子さんの生年月日を確認できるもの

③利用の申込

原則として**3日前**までに申込みをしていただきます。

また、利用する施設に以下の書類を提出していただきます。

1. 一時保育利用申込書
2. 在職証明書・診断書等保育を必要とする理由を証明するもの
3. 生活保護手帳の写し又は市町村民税非課税証明書

※「2. 利用区分について (3)私的利用による保育サービス」の場合は②と③の書類は不要です。

(6) 利用時の持ち物について

主な持ち物は下記のとおりです。利用施設によって異なりますので、詳細は面接時に各施設へご確認ください。

持ち物	3歳未満児	3歳以上児
着替え一式(上下・シャツ・パンツ)	○	○
着替え袋(どんなものでも結構です)	○	○
パジャマ、バスタオル、歯ブラシ	○	○
乾いたおしぼり	○	○
ビニール袋(未使用のもの)	○	○
主食及び弁当入れ	—	○
エプロン	○(1歳児)	—
おむつまたはパンツ、おしりふき	○(必要な児童)	—

2. 病後児保育について

児童が病気やけがの回復期の時、保護者が勤務等の都合により児童を家庭で保育できない場合、病児保育を利用することができます。利用するためには登録が必要です。

(1) 対象となる児童

- ① 苫小牧市内の認可保育園及び認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育所、企業主導型保育施設に入所している**満1歳以上の児童**
 - ② 授乳・離乳食が完了し、一人歩行可能な児童
 - ③ 入院の必要がない疾病の回復期にあつて集団保育が困難な児童
- ※医師が記入した書類が必要です

(2) 申込み～利用までの流れについて

① 利用登録

- ・原則、利用を希望する日の前日までに利用登録していただきます。
(緊急の場合等は、利用当日の登録も可能です。)
- ・登録にあたってはみその保育園へ「利用登録申請書」の提出が必要です。
(一度提出し、登録すると小学校就学前まで利用が可能です。)

② 仮予約

- ・原則、利用を希望する日の前日までに仮予約をしていただきます。
(定員に空きがある場合は当日でも利用が可能な場合がありますので、みその保育園へお問い合わせください。)

③ 病院受診

- ・かかりつけ医を受診し、医師に「利用連絡書(診療情報提供書)」を記入してもらってください。
- ※医師から病気の回復期でなく急性期であると判断された場合は、病後児保育の利用はできません。
- ※病後児保育の利用が可能と診断されたものの、「利用連絡書(診療情報提供書)」の提出が間に合わない場合はその旨をみその保育園へ連絡してください。

④ 本予約

- ・「利用連絡書(診療情報提供書)」を記入してもらったら、みその保育園へ連絡し、本予約をしてください。
- ※定員に達した場合はお断りすることがありますので、予めご了承ください。
- ・「利用申請書」を記入し、持ち物の準備をしていただきます。

⑤ 利用開始

- ・必要な書類をみその保育園に提出し、利用を開始します。お子様の体調確認や保護者の連絡先の確認などをさせていただきます。

※利用の詳細については、みその保育園(☎34-4339)までお問合せください

(3) 実施保育園と定員・利用時間

実施園と定員

みその保育園（美園町） 受入人数：おおむね 2 人（病後児のみ）

利用時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（厳守）※月～金曜日

(4) 利用について

事前登録、仮予約が必要です。また、利用料と給食費がかかります。

年齢	利用料	給食費
3 歳以上児	1,500 円	300 円
3 歳未満児	1,700 円	300 円

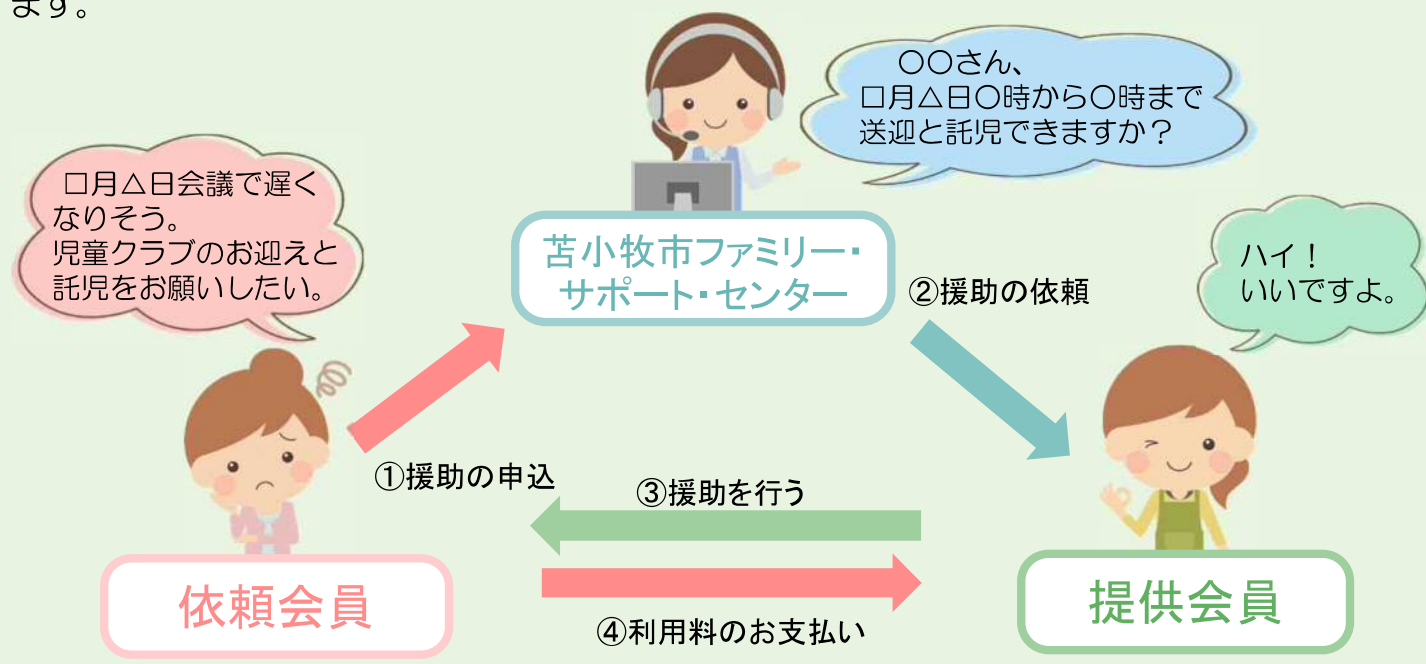
苫小牧市ファミリー・サポート・センター

依 頼 会 員

募 集 中 !!

苫小牧市ファミリー・サポート・センターでは依頼会員（子育ての援助を受けたい人）を随時募集しています。会員登録は無料で受け付けています。

ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を受けたい人【依頼会員】と育児の援助をしたい人【提供会員】が有償でお子さんを預かる組織をつくり、会員同士で相互援助活動を行うものです。会員相互の信頼関係をもとに、地域で安心して子育てが出来る環境づくりをサポートします。



援 助 内 容

基本の預かり

- 保育施設、学校等の開始前や終了後
- 保育施設、学校等への送迎
- 冠婚葬祭、学校行事等のとき
- 育児から離れてリフレッシュしたいとき
- 児童クラブのお迎え など

病気・緊急の預かり

- お子さんが病気の時
 - 親の急な残業の時
 - 宿泊を伴うとき（1歳以上）
- ※原則として保育施設等に登園・登校できないときは病児扱いになります。また、病気の内容によっては、感染等のリスクからお受けできない場合もあります。

お問い合わせ・申し込み

苫小牧市委託事業

苫小牧市ファミリー・サポート・センター

〒053-0015 苫小牧市本幸町1丁目2番21号

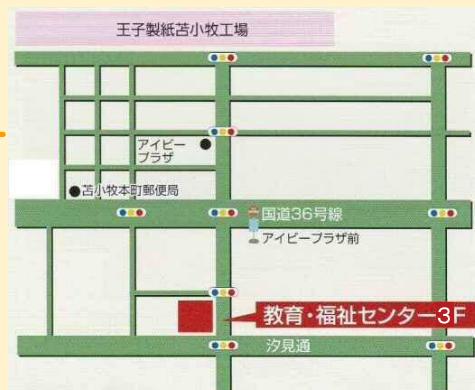
教育・福祉センター3F

TEL : 0144-84-7266

FAX : 0144-84-7269

受付：月～金曜日 9時～16時

（平日ご都合の悪い方は、事務局にご相談ください）



ファミリー・サポート・センター 利用までの流れ

利用対象者

- 苫小牧市にお住まいの方、苫小牧市にお勤めの方
- 0歳～小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
※生後6か月未満のお子さんは、条件付きで援助活動を実施します



1 会員登録をする

ファミリー・サポート・センター事務局へ連絡し来所して会員登録をします
(平日ご都合が悪い方はご相談ください)

2 利用の申し込みをする

ファミリー・サポート・センター事務局へ利用したい日時をお伝えください
事務局で条件の合った提供会員を探しご紹介します

3 利用をする

利用が終わったら、利用料のお支払いをしていただきます

基本の預かり

6:00～22:00
※前日16時までに予約

1人目	2人目以降
30分 350円	兄弟割引あり (年齢等による)
交通費 500円(1回) ※依頼会員宅に伺うなどの外出費 【前日16時以降の予約は緊急の預かりとなります】	

病気・緊急の 預かり

6:00～22:00(緊急)
7:00～19:00(病児)

	1人目	2人目以降
緊急	30分 450円	30分 250円
病児	30分 450円	30分 450円
交通費 500円(1回) ※依頼会員宅に伺うなどの外出費 【病気の預かりは月～土曜日となります】		

キャンセル料

- ▶前日20時まで ——— 無料
- ▶予約時間30分前まで ———
予約時間料の半額(但し上限1,000円)
- ▶予約時間30分前から、または無断 — 全額

利用料金

- ▶幼児教育・保育無償化に伴い、利用料金が無償となる世帯があります。
※保育所・認定こども園・幼稚園等を利用している方は対象外となります。
- ▶非課税世帯やひとり親等の方を対象に利用料金の一部を助成する制度があります。

詳細は市役所こども育成課まで
電話:32-6224

宿泊を伴う 預かり

17:00～8:00

1人目	2人目以降
7,000円	兄弟割引あり (年齢等による)
交通費 500円(1回) ※依頼会員宅に伺うなどの外出費	

その他

- ▶おやつ、食事、おむつ等は依頼会員で用意をお願いします。

利用者支援員のご案内

子育てママやパパを支援するため、本市では利用者支援員【保育コンシェルジュ】が市役所の窓口や子育て支援センター等でお客様の様々な相談や要望に応じています。保育所や幼稚園、認定こども園のほか、一時預かり事業や認可外保育施設などの保育サービスについて情報提供等を行っています。



子育てに関する事で、
どこに聞いたらよいのか、わからない時は
《利用者支援員》にお気軽にお尋ねください



市 HP

相談窓口	「子ども・子育て相談ナビ」(利用者支援員配置場所)	
	市役所1階 こども育成課 (18番窓口 ピンクゾーン)	とまこまい子育て支援センター (教育・福祉センター 2階)
受付時間	9:00~17:00(月~金)	9:00~16:00(月~金)
電話番号	0144(32)6224	0144(33)4751

※土・日曜日、祝日・年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

※不在の場合があります。お電話にてご確認のうえ、お越しください。

苫小牧市健康こども部こども育成課

【市役所1階18番(ピンクゾーン)窓口】

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

tel : 0144-32-6224 fax : 0144-32-5578

e-mail : kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp